

意見書案第1号

インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出する。

令和4年3月24日提出

提出者

長久手市議会議員 富田えいじ

賛成者

長久手市議会議員 川合保生

長久手市議会議員 岡崎つよし

長久手市議会議員 なかじま和代

長久手市議会議員 ささせ順子

長久手市議会議員 大島令子

長久手市議会議員 野村ひろし

長久手市議会議員 わたなべさつ子

要旨

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター一事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講ずることを求めるため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

別紙

インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた公的団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護用品の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところがあり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講ずることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣